

児童クラブ指導員養成講習会実施要項

(1) 目的

富山県内の児童クラブの活動、および地域活動に必要な、基礎知識と技術について講習会を開催し、もって児童クラブの指導員を養成する。

(2) 受講対象者

- ① 満18歳以上（高校生を除く）の、心身ともに健康で社会貢献に意欲があり、別に定める認定審査基準により、「児童クラブ指導員」の認定を希望する者。
- ② 満18歳以上（高校生を除く）の、心身ともに健康で社会貢献に意欲があり、青少年健全育成活動をしている者、又はこれからしようとする者。

(3) 講習課程とその主な内容

- ① 基礎過程
児童の特性や行動に関する理解や、児童を主な対象とする団体活動、および地域活動に必要な基礎的な理論を習得する。
- ② 特技・野外活動課程
野外活動や自然保護などに関する理論や実技と、自身の保全や活動時の安全確保に関する事項を習得する。
- ③ 特技・レクリエーション活動課程
人間関係や心身の保健に役立つ理論、および実技を習得する。
- ④ 特技・児童文化活動課程
地域の伝承文化や伝承遊びの継承、各種創作活動およびそのための道具類の正しい使用法を体得する。
- ⑤ まとめ補強の課程
組織の運営や活動の啓蒙啓発、関係団体との連携のあり方、および各課程の補足など。
- ⑥ 実習
一般社団法人富山県児童クラブ連合会（以下、「(一社)県児ク連」という）が直接関係する活動現場で、所定の単位に相当する時間を実習する。

(4) 実施方法

- ① 前項の講習課程を、1箇年度につき5回と1実習に分けて実施する。
- ② 1単位30分として、別表に定める83単位以上を履修するものとする。
なお、講習項目と単位数については、別表のとおりとする。
- ③ 受講者には、受講票を発行して受講状況が確認できるようにする。
- ④ 講師の選任については、部外からも一定の割合で導入する。
- ⑤ 履修項目については、当該年度の3年度前の分から有効とし、4年度以前のものは無効とする。

(5) 認定について

- ① 上記の課程を履修して「児童クラブ指導員」の「認定」を希望する者には、年度の全ての講習会の終了後その年度内に、別に定める「認定審査基準」により、認定の可否を決め通知する。
- ② 認定を認めた者には、(一社) 県児ク連から認定証を発行する。

(6) 認定の取消し、停止、および認定の回復について

認定の取消し、停止、および認定の回復については、別に定める「認定審査基準」により行う。

(7) 安全共済会への加入について

受講を希望する者は、受講時において(公社)全国子ども会連合会・全国子ども会安全共済会に、加入していること。

(8) 新要項への移行措置について

この要項は、平成21年4月1日から実施する。